

さつきが丘東急分譲地建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は本協定区域内における建築物の構造、用途、形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は「さつきが丘東急分譲地建築協定」と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は第5条に定める区域内の土地の所有者全員の合意により締結する。

(協定の変更ならびに廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域建築物に関する基準有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。また、この協定を廃止しようとする場合は、協定者過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第5条 この協定の区域は次のとおりとする。

横浜市緑区さつきが丘1番4から32、同番34から58、2番1、同番24から41、同番43、同番45から48、同番50から75、10番21から41、同番43から69まで。

(建築物の制限)

第6条 前条に定める協定区域の建築物の構造、用途、形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 前条に定める区域の建物は一戸建とし、個人専用住宅もしくは医院

併用住宅とする。

(2) 地階を除く階数は2以下とする。

(3) 住宅に設置する便所は水洗式としなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあった日から第4条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後も、なお効力を有するものとする。

2 この建築協定は、その公告のあった日以後において、当該建築協定区域の権利者となった者に対してもその効力があるものとする。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者のあった場合、第10条に定める委員長は委員会の決定にもとづき当該権利者に対して工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合においては、当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または当該権利者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

(役員)

第10条 この協定運営のため、次の役員を置く。

委員長 1. 名

委員 若干名
会計 1名

- 2 委員は自治会役員の中から互選とする。
- 3 委員長は原則として自治会長が兼務し、協定運営のための事務を総括し、協定者を代表する。
- 4 会計は委員の中から委員長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか委員会の運営、組織、議事ならびに委員に関して必要な事項は別に定める。

(付則)

第13条 この協定は市長の認可公告のあった日から効力を発する。

上記建築協定の締結に同意します。